

令和4年度国民健康保険税

令和4年度の国民健康保険税が下記のとおり決定されました。

国民健康保険税は、主にみなさまの医療費によって計算しています。税率を抑制するため、町で実施している特定健診を受けるなど、日頃から健康に留意しましょう。

○令和4年度の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
賦課限度額	※ 650,000円	※ 200,000円	170,000円
所得割(税率)	7.00%	2.30%	1.60%
均等割額(被保険者一人あたり)	28,000円	5,000円	8,000円
平等割額(一世帯あたり)	20,000円	5,000円	8,000円

※国の法定限度額の引き上げに合わせ、賦課限度額が変更になりました。

【賦課限度額】 医療給付費分 630,000円→650,000円(20,000円増)
後期高齢者支援金等分 190,000円→200,000円(10,000円増)
介護納付金分 変更なし

○低所得者に係る軽減について

被保険者の総所得額が一定の基準以下の場合には、均等割額および平等割額が軽減されます。

軽減割合	基準(令和3年中の軽減判定所得が下記の金額以下の世帯)
7割軽減	43万円+10万円×(給与および年金所得者の数-1)
5割軽減	43万円+(28.5万円×世帯被保険者数)+10万円×(給与および年金所得者の数-1)
2割軽減	43万円+(52万円×国保加入者数)+10万円×(給与および年金所得者の数-1)

○未就学児に係る均等割額の軽減について

関係法令の改正に伴い、令和4年度から子育て世代への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額が2分の1に軽減されます。すでに、低所得者に係る軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額が2分の1に軽減されます。

○特定世帯および特定継続世帯の軽減について

世帯の中の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者が一人となった世帯のことを「特定世帯」といい、特定世帯に移行したあと5年間は医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が2分の1に軽減されます。

また、5年経過後も3年間は、「特定継続世帯」として医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が4分の3に軽減されます。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

町税の納期のお知らせ

第1期納期限 6月30日(木)まで

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、**6月10日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容をご記入してください。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所 ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

※令和4年4月より『北洋銀行』窓口による納付は手数料がかかります。

【第2期以降の納期限】

- *第2期納期限 8月31日(水)
- *第3期納期限 10月31日(月)
- *第4期納期限 12月26日(月)

◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか?

広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 4,000円
2号広告 縦4cm×横7cm 2,000円

お問い合わせ 役場総務課企画係

有料広告

あなたの悩みに
コタエを出します

相談予約ダイヤル
0125-22-8373
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

電話で相談
011-281-8686 1回15分 相談無料

ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター